

## 環境審議会の部会について

高槻市環境審議会事務局

本市では環境審議会の部会として環境マネジメントシステム評価委員会を設置し、環境審議会規則第4条第2項の規定に基づき環境審議会の委員の中から評価委員会の委員を指名していました。

この委員会は、環境マネジメントシステムの適正運用を確認していただくために設けているもので、主にエコオフィスプラン、環境行動計画、グリーンイベント、内部環境監査等の妥当性についてご審議いただいていた。

しかし、近年の環境審議会において本市の環境にかかる取組全般を審議いただくなかで、これらの項目についても改めて審議していただいております、結果として重複して審議いただくことが多くなっていました。

今般、審議会の効率的な運用及び委員の皆様の負担軽減のため、今年度から部会を設置せず、審議会において一括して評価をしていただくことといたしました。

